

31

637



始



海事彙報第五十六號附錄(第三種郵便物認可)

大正  
七年  
海  
事  
年  
鑑

海事彙報社調查部編纂

31-637

# 海 事 年 鑑 目 次

(1)

一、	世界の大事勢
二、	世界の貨幣と度量衡
三、	世界の主要港
四、	海事法例
五、	海事關係者
六、	六年度海事通覽
七、	貿易
八、	海運

(イ) 船主番附 (ロ) 日英米貿易 (ハ) 對外貿易年勢  
 A 船主番附 B 世界船舶表 C 本邦汽船現在調  
 D 汽船年齡別

(ニ) 輸出重要品 (ホ) 輸入重要品 (ヘ) 國別貿易  
 (ト) 貿易船

(ロ) 航路  
 A 哩程表 B 本邦船航路內容 C 定期配船狀態  
 D 不定期配船狀態

(ハ) 運賃  
 A 世界標準運賃 B 定期航路運賃

(ニ) 買賣船  
 A 本邦船價表 B 英國船價消長 C 買賣船內容

(ホ) 備船  
 A 世界備船率 B 本邦備船率 C 備船率

(ヘ) 海員  
 A 海員現在數 B 海員事務成績 C 海技免狀受者  
 D 海員審判件數 E 高等海員供給學生  
 F 海員受驗者 G 船舶職員登錄 H 下級海員給料  
 I 海員給料割増 J 航海手當

九、造船  
 (イ) 世界造船所數 (ロ) 造船增加 (ハ) 昨年中造船成績  
 (ニ) 世界造船調査 (ホ) 船價對鐵材價

天正 14  
 大下 5  
 内交

(1)

國名	面積 (千平方英里)	人口 (千人)	富力 (百万弗)	歳入 (千弗)	輸入 (千円)	輸出 (千円)
日本	378,258	67,143	1,800,000	292,230	729,209	630,345
英國	297,767	43,500	8,000,000	918,805	448,965	992,719
露國	4,769,274	136,625	5,000,000	954,603	1,919,314	1,504,540
佛國	267,499	39,600	6,000,000	954,603	1,919,314	1,504,540
支那	3,700,000	500,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000
米國	3,700,000	100,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000
土國	267,499	39,600	6,000,000	954,603	1,919,314	1,504,540
獨逸	267,499	39,600	6,000,000	954,603	1,919,314	1,504,540
伊國	267,499	39,600	6,000,000	954,603	1,919,314	1,504,540
白蘭	267,499	39,600	6,000,000	954,603	1,919,314	1,504,540
和蘭	267,499	39,600	6,000,000	954,603	1,919,314	1,504,540
西班牙	267,499	39,600	6,000,000	954,603	1,919,314	1,504,540
瑞國	267,499	39,600	6,000,000	954,603	1,919,314	1,504,540
葡國	267,499	39,600	6,000,000	954,603	1,919,314	1,504,540

### 世界列國の大勢

本調査は千九百十四年の發行に保る英國ステーツマンイヤーブック並に米國ワールド社の調査による其後は數字正確ならず

(2)

- (一) 造船職工給料
- 十、保 險
  - (イ) 戦時海上保險成績 (ロ) 再保險成績 (ハ) 世界擊沈船 (ニ) 擊沈船國別 (ホ) 本邦擊沈船内容
  - (ヘ) 行衛不明船 (ト) 沈没船
- 十一、石 炭
  - (イ) 全國產炭趨勢 (ロ) 需給増加趨勢 (ハ) 筑豊貯炭趨勢 (ニ) 帆船運賃 (ホ) 九州炭價
- 十二、事業成績
  - (イ) 海運會社 (ロ) 造船會社 (ハ) 海上保險
  - (ニ) 新設會社 (ホ) 有價證券
- 十三、全國重要倉庫貨物現在表

本書ハ年極購讀者ニ配付セルモノナルガ更ニ希望者ニ限リ實費「一部定價五拾錢」ニテ所布ス

世界重要港

●日本  
 横濱、青森、清水、武豊、名古屋、新潟、伏木、七尾、敦賀、室津、四日市、大阪、神戸、糸崎、下關、境、濱田、門司、若松、博多、唐津、住江、長崎、口津、嚴原、鹿見、佐須奈、三角、那霸、函館、小樽、室蘭、釧路、基隆、淡水、安平、打狗、大泊、

○朝鮮  
 仁川、釜山、元山、鎮南浦、木浦、郡山、城津、馬山

○支那  
 天津、營口、芝罘、青島、漢口、大連、鎮江、蕪湖、上海、吳淞、寧波、温州、三波澳、福州、廈門、汕頭、廣東、香港、瓊州、安東縣、

西貢、  
 ●暹羅及英領海峽殖民地  
 馬來半島  
 ●印度支那  
 盤谷、メルギ、マルタバン、パツセイ、彼南、  
 ●蘭領東印度  
 バタビヤ、スラバヤ、バタン、マカツサル、  
 ●西印度諸島  
 ポートオブリンズ、ハウアナ、  
 ●英領北ボルネオ其他  
 サンダカン、ラプアン、  
 ●比律賓諸島  
 馬尼刺、セブ、イロイロ、サンボアンガ、

算換衡量度幣貨國各 ( 2 )

墨國	米國	獨逸	伊佛	英國	暹羅	露國	印度	天支	上海	支那	
弗	弗	馬	參法	片志	磅	チカル	哥留	安留	分錢兩	分錢兩	貨幣
二・九五三	二・〇〇六	〇・四七八	〇・三八七	〇・四八八	九・七六三	〇・五八三	〇・〇二八	〇・〇四一	〇・〇三三	〇・〇二八	本邦通貨換算
米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	米	尺度
パ	糶米突	ア	イ	フ	フ	ソ	コ	ガ	フ	フ	支那
ラ	米突	シ	ン	ヤ	サ	ン	コ	ガ	フ	フ	支那
二・七六一	〇・三三〇	〇・三三〇	〇・三三〇	一・〇〇〇	一・七〇〇	一・五八五	一・七五〇	一・三〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	本邦尺換算
墨國	獨逸	佛伊	英米	暹羅	露國	支那	支那	支那	支那	支那	衡量
ア	リ	グ	ト	グ	グ	カ	ソ	フ	リ	イ	ヒ
ロ	イ	ラ	ン	チ	チ	ル	ロ	ロ	チ	チ	コ
バ	フ	ン	子	ク	ク	チ	ト	ト	ン	ン	ル
三・〇六一	一・二二四	〇・二七〇	二・六六二	二・七〇〇	二・七〇〇	一・六〇〇	一・六〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	本邦量目換算

◎英領印度  
甲谷陀、孟買、蘭頁、スマドラ、マドラス、カラチ、古倫母、

◎波斯

ブツシール、リンガー、ベツンデルアツバス、

◎亞丁半島

アデン、

◎英領サイブラス島

ラーナカ、

◎亞細亞土耳其

スミルナ、トゥレピンダ、ベールツト、

◎亞刺比亞

ホデーダ、ムスカツト、

◎濠太刺利亞

カーベンタリア、スベンサー、シドニー、メルボルン  
ニューカウスル、ボートアアレイド、アレスベン、ギ  
ーロン、タウンズビル、キングストン、ロツクハンブ  
トン、アルバニー、ベルツ、ゲラルトン、アルーメイ  
ノルマントン、

◎ニュージラント

オークランド、ウエリントン、クリストチャーチ、ダ  
ニチン、ネルソン、

◎太平洋諸島

スヴァ、ホノルル、

◎北亞米利加

紐育、ボストン、フィラデルヒヤ、バルチモア、ニ  
ーオルレアンス、桑港、シガコ、タコマ、沙府、ホ  
ーランド、ハツテラス、ウイルミントン、サバンナ

◎墨西哥

グエラクルタンピコ、プログレンソ、アカプルコ、マザ  
トメラン、

◎加奈陀

モントリオール、ハリファックス、晚香坡、

◎英領ニューフオンドランド

セントジョンズ、

◎中央亞米利加

ニューグアテマラ、フェルトコルテイ、クレイタウン  
コリント、

◎南亞米利加

リオデジャネイロ、サントス、ベルナンブゴ、バヒア  
パレンキラ、カータピナ、ラグエイラ、シイユーダツ  
トボリヴァー、グワヤキルベル、リマ、カラオ、バヒ

アラランカ、グアルバライソ、イキクエ、ピサクア、  
アントファガスタ、グエノスアイレス、ロサリオ、モ  
ンテビデオ、

◎英吉利

リバプール、グラスゴー、マンチエスター、カーザフ  
ミッドルズアルグ、倫敦、

◎白耳義

アントワープ

◎和蘭

アムステルダム、ロツテルダム、

◎丁抹

コツベンハーゲン、

◎瑞典諾威

ストツクホルム、ゴテンブルグ、クリスチヤナ、

( 6 )

◎獨逸

ハンブルグ、ブレメン、リユベック、キール、ステットイン、ケーニヒスベルヒ、

◎佛蘭西

馬耳塞、セツテ、ホルドー、ダンケルク、カレイル、ルーアアル、

◎埃甸國

トリエスト、アタベスト、

◎葡萄牙

オポルト、リスボン、

◎西班牙

バルセロナ、サンタンダー、

◎伊太利

ゼノア、ネーアルス、レグホーン、ベニス、メツシナ

◎バルカン半島

コンスタンチノーブル、サロニカ、バルナ、ボスボラスガリボリ

◎露西亞

オテツサ、ベトルグラード、リガ、バツームセバスト、アストラカム、浦據新徳

◎亞弗利加

埃四士、トリボリ、ザンザバル、モザンガ、サファアラ、テラゴアメイ、ケーブタウン、ロアンダ、ピアアラ、リベリ、フリータウン、アルグイン、モロツコ、アルシエー、マハンボ、フィリツベグツイボナ、シエラ、フアルトバサースト、ボートエリサベス、井ーストロンドン、ダーバン、ナタル、ボートルイス、クイリマン、モザンビツクベイラ、バカモヨ、マンワール、アザア、アレキサンドリヤ、タンジヤール、モガドル、カサア、ランカ、バナネ、

法 例

大正六年中發布されたる海事關係法例中其主なるもの左の如し

□造船獎勵法停止

第一條 造船獎勵法ニ依ル造船獎勵金ノ下付ハ當分ノ

内之ヲ停止ス前項ノ規定ハ日本船舶ヲ所有シ得サル者ノ注文ニ依リ製造スル船舶ヲ除クノ外本法施行ノ日迄ニ認許證書ノ交付ヲ受ケ大正七年九月三十日迄ニ竣工シタル船舶ニ付テハ之ヲ適用セス

前項ノ規定ニ該當セサル船舶ニ對シテハ第一項ノ停止ノ解除アリタル後ト雖造船獎勵金ヲ下付セス

第二條 前條第二項ノ規定ニ依リ造船獎勵金ノ下付ヲ受ケ又ハ受ケヘキ船舶ハ前條第一項ノ停止ノ解除ア

リタル後ニ非サレハ之ヲ日本船舶ヲ所有シ得サル者ニ讓渡スコトヲ得ス但シ造船獎勵金ニ相當スル金額ヲ納付シタルモノハ此ノ限ニ在ラス  
前項ノ規定ハ造船業者ヨリ前項ノ船舶ノ引渡ヲ受クル權利ノ讓渡ニ付テハ準用ス  
第三條 造船獎勵金ニ相當スル金額ヲ納付セスシテ第一條第一項ノ停止ノ解除前前條第一項ノ船舶又ハ其ノ引渡ヲ受クル權利ヲ日本船舶ヲ所有シ得サル者ニ讓渡シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス  
前項ノ場合ニ於テハ造船獎勵金ニ相當スル金額ヲ納付セシム  
第四條 前條ノ納付金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次クモノトス

( 7 )

( 8 )

勅令

大正六年法律第二十九號ハ之ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行ス

關東州ニ於ケル大正六年法律第二十九號第二條第一項ノ船舶ノ讓渡又ハ其ノ引受ヲ受ケタル權利ノ讓渡ニ關シテハ同法ニ依ル  
朝鮮、臺灣、樺太及關東州ニ於ケル大正六年法律第二十九號ニ依ル納付金ニ關スル事項ハ逕信大臣ノ主管トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

逕信書令

第一條 認許證書ノ受有者ハ認許證書ヲ受ケ製造スル船舶方大正六年法律第二十九號施行ノ日迄ニ日本船舶

ヲ所有シ得サル者ニ引渡スヘキモノトナレル時ハ本令施行後一月以内ニ引渡ヲ受ケヘキ者ノ國籍、住所及氏名又ハ名稱ヲ記載シタル書面ヲ添ヘ當該證書ヲ逕信大臣ニ返納スヘシ  
前項ノ規定ハ認許證書ヲ受ケ製造スル船舶ノ注文者ニ付之ヲ準用ス

第二條 認許證書ノ受有者ハ造船獎勵金ノ下附ヲ受ケヘキ船舶ヲ日本船舶ヲ所有シ得サル者ニ讓渡サムトスルトキハ其ノ旨及左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添ヘ當該船舶ノ認許證書ヲ逕信大臣ニ返納スヘシ  
一、當該船舶ノ認許證書番號種類名稱及總噸數又ハ計畫總噸數  
二、讓受人ノ國籍住所及氏名又ハ名稱  
前項ノ規定ハ認許證書ヲ受ケ製造スル船舶ノ注文者

( 9 )

ニ付之ヲ準用ス但シ認許證書ノ受有者カ認許證書ヲ返納セサルトキハ註文者ハ豫メ造船獎勵金ニ相當スル金額ヲ納付シテ船舶ヲ讓渡スコトヲ得

第三條 造船獎勵金ノ下付ヲ受ケタル船舶ヲ日本船舶ヲ所有シ得サル者ニ讓渡セントスル者ハ其ノ旨及前條各號ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ逕信大臣ニ差出スヘシ

第四條 第二項但書及前條ノ規定ニ依リ讓渡セントスル者ハ逕信大臣ノ指定スル所ニ依リ造船獎勵金ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

第五條 第二條乃至前條ノ規定ハ大正六年法律第二十九號第二條第二項ノ規定ニ依リ造船業者ヨリ船舶ノ引渡ヲ受ケタル權利ヲ讓渡ス場合ニ之ヲ準用ス  
第四條ノ規定ハ大正六年法律第二十九號第三條第二

項ノ規定ニ依リ造船獎勵金ニ相當スル金額ヲ納付セシムル場合ニ之ヲ準用ス  
法律第二十號

戰時海上再保險法

第一條 政府ハ保險業者カ海上保險契約ニ依リ戰爭ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ノ填補ヲ約シタル場合ニ於テ其損害ノ填補ニ付本法ニ依リ再保險ヲ爲スコトヲ得

前項ノ再保險ハ日本ノ保險業者又ハ外國保險業者ノ日本ニ設ケタル支店事務所若ハ代理店カ主務官廳ノ定ムル海上保險料率以下ニ於テ爲シタテ第一項ノ元受保險契約ニ付テノミ之ヲ爲ス

元受保險契約カ豫定保險ノ方法ニ依リタルモノナルトキハ海上保險料率ニ關シテハ保險ノ各目的ニ付船



船出港ノ時ニ於テ契約ヲナシタルモノト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

第二條 再保險ノ目的ハ左ノ各條ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス

一、日本ニ船籍ヲ有スル船舶

二、日本ヨリ輸出シ若ハ之ニ輸入スル積荷又ハ前號ニ掲グル船舶ニ搭載スル積荷

第三條 主務官廳必要ト認メタルトキハ命令ヲ以テ再保險ノ範圍ヲ制限スルコトヲ得

第四條 保險業者カ本法及本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ船舶出港前再保險ノ申込アリタルハ政府ハ之ヲ承諾シタルモノト看做ス

再保險ノ申込ハ其申込ヲ發シタル日ノ午後十二時ニ之ヲ發シタルモノト推定ス

再保險ノ申込書ニハ申込ヲ發シタル日ヲ記載スヘシ

第五條 再保險金額カ命令ニ依リテ政府ノ引受クヘキ保險金額ヲ超過スルトキハ其超過シタル部分ニ付テハ再保險ハ無効トス

同一ノ目的ニ付同時ニ數個ノ再保險ヲナシタル場合ニ於テハ再保險ヲナシタル場合ニ於テ其ノ保險金額カ前項ノ保險金額ヲ超過スルトキハ各保險業者ニ對シテ引受クル金額ハ其ノ各自ノ保險金額ノ割合ニ依ル

第六條 再保險料再保險金額ノ支拂及豫定保險ノ方法ニ依ル再保險ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 再保險ニ付テハ商法中保險ニ關スル規定ヲ準用ス但シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第八條 船舶ニ付政府ノ引受クヘキ保險金額ヲ査定セ

シムル爲戰時海上再保險審査會ヲ置ク

戰時海上再保險審査會ニ關スル規程ハ勅詔ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 保險業者若ハ船舶所有者又ハ其ノ法定代理人代表者若ハ從業者左ニ掲クル行爲ヲナシタル場合ニ於テハ保險業者又ハ船舶所有者ヲ五百圓以上五千圓以下ノ料料ニ處ス

一、再保險ノ目的タル要件ヲ具備セサルニ拘ラス惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ之ヲ具備シタルモノトシテ再保險ノ申込ヲ爲シタルトキ

二、第四條ノ再保險ノ申込書ニ虛偽ノ日附ヲ記載シテ文ヲ發シタルトキ

三、戰時海上再保險審査會ニ對シ不正ノ文書ヲ提出シ又ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキ

非訴事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ料料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム戰時海上保險補償法ハ之ヲ廢止ス本法施行前ニ成立シタル保險契約ニシテ本法施行後五日迄ニ保險業者ノ責任ヲ生シタルモノニ付テハ仍戰時海上保險補償法ニ依ル其ノ保險契約ニハ本法ヲ適用セス

再保險要項

戰時再保險官營法施行細則本文四十九條附則六條條廣汎なるが概要左の如し

一、再保險の目的と爲す事を得ざるものは大體被償法と差異なきも唯外國への全部備船したる場合其船舶が我國への輸出入を主たる目的としたる場合及其他

の公益上必要と認むる場合には再保険の目的を爲すを得

- 二、政府が船舶の再保険を引受くべき金額は一般的に一定の額を定む別に之を告示す而して定められたる一定の額を超えて再保険に附せられんとする者は戦時海上再保険審査會の査定を受くるを要し決定せし査定額は一ケ年有効とす審査請求手数料は三千噸未満百圓六千噸未満二百圓以上三百圓とす
- 三、積荷の再保険は大體インボイスの價格と之に其三割を加へたる金額を限度とし普通海上保険の契約ある事を必要條件とすされど普通海上保険契約が航路の變更に因り其効力を失ひたる時と雖再保険は効用を有す
- 四、再保険は船舶に付ては一航海(片路)積荷に付ては

船積港より陸揚港に至る航路に限り且其の全部に付てのみ之を爲す

- 五、本法は商法の規定を準用するを以て特に船舶中の積荷に對しても元受保険契約あるに非れば再保険に附する事を得ず
- 六、政府は豫定保険の方法による再保険の場合の外百圓未満の再保険を爲さず
- 七、元受保険が外國貨幣なる時は爲替相場の変動により保險業者に不當の損害を與ふべきを以て政府は外國貨幣にて再保険に應ず
- 八、再保険料は船舶を九割五分とし其他は原則として九割(地方代理店に於て引受けたる保險契約に對し會社は手数料を支拂はざる可らざるを以て但し外國代理店が契約を爲し又は保險承認狀を出す場合は八

九月十四日農商務會令を以て發表されたる保險料概略は左の如し

□ 戦時保險料決定

- 割五分とす外國代理店は内地代理店よりも手数料及經費を多く要すを以てなり
- 九、再保險料は一月毎に取纏めて徴收し政府は再保險に關しては一切利息を支拂ふ事なし
- 一〇、積償法に於ては會社が被保險者に保險金の支拂を爲さざれば政府は補償に任ぜざりしも再保險にありては會社の支拂の有無に關せず相當手續ありたる時は直に支拂を爲す
- 一一、本法を施行するも之を直に知るを得ざる遠隔の地に於ては從來存在したる豫定保險を其儘に再保險に移す事を得

番號 汽 船

番號	汽 船	總噸數一噸當り 最高保險金額
一	進水後五年未満	六百圓
二	進水後五年以上十年未満	五百四十圓
三	進水後十年以上十五年未満	五百圓
四	進水後十五年以上二十年未満	四百五十圓
五	進水後二十年以上三十年未満	三百六十圓
六	進水後三十年以上四十年未満	

- 次に指定保險料率主要點
- イ、日本と印度洋との間從來六十五錢を四十五錢とし
- ロ、日本英國間喜望峯經由從來二圓十錢を二圓三十錢とし
- ハ、地中海の東部に就き從來船舶を除きたるを廢し
- ニ、日本と佛國地中海方面間從來禁止的低率なりし

を三圓八十五錢とし備考蘇士經由日本英國間は五圓五錢とす

ホ、同時に港が二以上の港に就き選擇によりて定まるべき場合にありては其の高き保険料率によることとし

ヘ、又日本に關係なき外國相互間の積荷に就てに本來政府に於て損失を覺悟してまで十分の保護を與ふべきにあらざるを以て今回は從來の主義を改めて總て二倍の料率となせり

次に殖民地にも該法を施行

一 戰時海上保險法は朝鮮、臺灣及樺太に之を施行す  
一 關東州に於ける戰時海上再保險に關しては前項の法律に依る

一 朝鮮、臺灣、樺太及び關東州における戰時海上再保險法の施行に關する主務官廳は農商務大臣とす  
□再保險審査員決定  
戰時再保險審査委員は左の如し

- 大藏省主計局長 西野 元
- 海軍造船總監 淺岡 滿俊
- 農商務省商工局長 岡 實
- 戰時保險局長 片山 義勝
- 逓信省管船局長 宮若 貞夫
- 逓信省技師工學博士 堤 正義
- 從六位勳五等 丸田 秀實
- 勳五等工學博士 田中 泰茂
- 勳六等 岸本兼太郎
- 從七位工學博士 村瀬 春雄

伊東米治郎  
各務 謙吉

尙幹事は戰時保險局事務官森谷秀三郎逓信書記官波多野保二兩氏なり

□戰時船舶管理令

第一條 日本船舶は逓信大臣の許可ありたる場合を除くの外之を日本船舶の所有し得ざる者に讓渡し賃渡し擔保に供し又は引渡すことを得ず製造中の船舶に就き又同じ

第二條 逓信大臣の許可ありたる場合を除くの外日本船舶を所有し得ざる者の注文により船舶を製造することを得ず

第三條 日本船舶は政府の命令又は逓信大臣の許可あ

りたる場合を除くの外外國諸港間の航行にのみ從事することを得ず

第四條 逓信大臣は日本船舶に對し外國の一港より外國の他の港に至る旅客又は貨物の運送を禁止し又は制限することを得

第五條 逓信大臣は日本船舶に對し航路を指定して航海を命じ又は特定の旅客若しくは貨物の運送を命ずることを得

第六條 逓信大臣は日本船舶に對し運送貨物を制限することを得

第七條 逓信大臣は適當の償補金額を定め日本船舶造船所又は造船に要する材料器具機械を收容又は使用することを得製造中の船舶に就き亦同じ

前項の場合に於て逓信大臣は船舶又は造船所と共に其船員又は操業者を供養せしむることを得

遠洋航路補助法第十一條第三項及び第四項の規程は  
第一項の補償金額に對し不服ある者に就き之を準用  
す

第八條 逓信大臣は遠洋航路補助法に依る補助航海に  
使用する船舶の資格に就き別段の規定を設くること  
を得

第九條 逓信大臣は日本船舶に對し船員の保護又は船  
舶の設備に關し必要と認むる事項を命ずる事を得

第十條 第一條乃至第三條の規定に違反したるもの第  
五條の規定に依る命令に違反したるもの、又は第七  
條の規定に依る收用費用又は供用を拒みたるものは  
二年以下の懲役に處す

第十一條 第四條の規定に依る禁止若しくは制限に違反  
したるもの又は第九條の規定に依る命令に違反した

るものは一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處  
す

第十二條 第六條の規定に依る制限を越えて運送貨を  
收領したるものは三月以下の懲役又は三千圓以下の  
罰金に處す

前項の場合に於いては運送貨の制限を越たる部分  
は之を沒收す若し其全部又は一部を沒收する事能は  
ざる時は其の過額を追徴す

第十三條 本令に依る逓信大臣の職務は朝鮮臺灣又は  
朝鮮總督、臺灣總督又は關東總督、逓信大臣の監督  
を受け之を行ふ

附則 本令は大正六年十月一日より之を施行す本令施  
行の際現に日本船舶を所有し得ざるものに貸渡し又は  
擔保に供する日本船舶又は外國諸港間の航行にの

み従事する日本船舶に就ては本令施行後遅滞なく逓  
信大臣の許可を申請すべし日本船舶を所有し得ざる  
ものに擔保に供する製造中の船舶又は其注文に依り  
製造する船舶に付又同じ  
本令は講和條約調印の日より一年を経過したる時は  
其の効力を失ふ

管理令施行規則

第一條 戰時船舶管理令第一條の規定に依る許可を受  
けんとする者は其の事由及び左の事項を記載したる  
申請書を逓信大臣に差出すべし

(一)船舶の種類、名稱及び總噸數(二)譲受けんとす  
る者、借入れんとする者、抵當權を取得せんとする  
者又は引渡を受けんとする者の國籍、住所及び氏名

又は名稱(三)賣買價格、賃貸料又は擔保すべき債權  
額(四)契約の日附及び貸渡の場合に在りては其期間  
擔保に供する場合に在りては償務の辨濟期(五)船舶  
引渡の時期及び擔所(六)前各號の外特殊の事項を定  
むるときは其の事項製造中の船舶に就ては前項第一  
號の事項は船舶の種類及び資格、機關の種類、計畫  
總噸數、計畫實馬力、計畫速力、起工年月日並に竣  
工年月日とす

第二條 戰時船舶管理令第二條の規定に依る許可を受  
けんとする者は其の事由及び左の事項を記載したる  
申請書を逓信大臣に差出すべし

(一)前條第二項に掲ぐる事項(二)注文者の國籍、住  
所及び又は名稱(三)製造引受價格(四)前各號の外特  
殊の事項を定むるときは其の事項

前項の許可を受けたる者は其の船舶に就き龍骨の据附、進水、試運転又は引渡を了りたるときは其の都度之を逓信省に届出づべし

第三條 戦時船舶管理令第三條の規定に依り許可を受けたる者は其の事由及び左の事項を記載したる申請書を逓信大臣に差出すべし

(一)船舶の種類名稱及總噸數(二)豫定航路(三)航行に從事する期間(四)運送貨(五)船舶の全部を以て運送契約の目的とする場合にありては傭船者の国籍住所及氏名又は名稱並傭船契約書の寫

前項の許可を受けたるものは逓信大臣の指定する所により航運の概況を逓信省に届出づべし

第四條 外國の一港より外國の他の港に至る旅客又は貨物の運送をなさんとする日本船舶の所有者は前條

各號の事項を逓信省に届出づべし但政府の命令による場合戦時船舶管理令第三條の規定による許可を受けたる場合又は近海航路のみを航行する場合に此限にあらず

前條第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第五條 逓信大臣に於て戦時船舶管理令第五條の規定に依り航路を指定して航海をなさしめんとする時は航路の起點終點及び寄港地並に航海の期間及び度數を指定して當該船舶の所有者に命令すべし

逓信大臣に於て戦時船舶管理令第五條の規定に依り旅客又は貨物の運送をなさんとする時船積陸揚の場所及期間並に旅客に就ては其等級及員數貨物に就ては其種類及數量を指定して當該船舶の所有者に命令すべし

第六條 逓信大臣に於て戦時船舶管理令第六條の規定に依り日本船舶に對し運送貨を制限せんとする時は傭船料又は運賃の最高額を規定して之を告示し又は當該船舶の所有者に命令すべし

第七條 總噸數千噸以上の船舶を製造し得べき設備を有する造船所の所有者は左の事項を逓信省に届出づべし但造船奨励法により届出でたる場合は此の限にあらず

(一)造船所の位置(二)工場船臺及び船渠の設備(三)船體及び機關を製造するに必要な機械の種類、數及び力

前項の届出事項に變更ありたる時は其の旨を届出づべし

第八條 總噸數千噸以上の船舶の製造に着手したる者

は第二條各號の事項を逓信省に届出づべし但造船奨励法により届出でたる場合及び戦時船舶管理令第二條の規定により許可を受けたる場合は此の限りにあらず

第二條第二項及び前條第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第九條 逓信大臣に於て戦時船舶管理令第七條の規定に依り收用又は使用をなさんとする時は船舶に付いては引渡の時期及び場所造船所に於ては引渡の時期及び材料の器具機械に付ては引渡の時期場所及び並に種類及び數量を指定して當該船舶の造船所又は物件の所有者に命令すべし

前項の場合に於て船舶又は船造所と共に其の船員又は操業者を供用せしめんとする時は其の旨を當該船

船又は造船所の所有者に命令すべし

第十條 逓信大臣の告示又は指定する危険區域を航行する日本船舶の所有者は豫め其の乗組船員に對する給與方法を定め之を逓信省に届出づべし

第十一條 本令中船舶所有者に關する規定は船舶借入人に之を準用す

本令中船舶所有者に對する命令は商法第五百六十六條の規定に依り船長の權限に關する事項に就ては當該船舶の船長に之を發する事あるべし

第十二條 第二項第三條第二項第四條第七條第八條及第十條の規定に依る届出を怠りたるものは三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

附則 本條は戰時船舶管理令施行の日より之を施行す  
第一條乃至第三條の規定は戰時船舶管理令附則第二

項の規定に依り許可を申請する場合に之を準用す

□ 船舶管理局官制

第一條 戰時船舶管理局は逓信大臣の管理に屬し戰時船舶管理に關する事項を掌る

第二條 戰時船舶管理局に左の職員を置く  
長官、次長、事務官專任三人(奏任)技師專任四人(奏任)、屬專任十人(判任)技師專任四人(判任)  
技師にして兼職の者其本官勅任なる時は之を勅任となすことを得

第三條 長官は逓信大臣を以て之に充つ逓信大臣の指揮監督を受け局務を管理す

第四條 次長は逓信省管船局長を以て之に充つ長官を輔佐し長官事故ある時は其職務を代理す

第五條 事務官は上司の命を受け事務を掌る  
第六條 技師は上司の命を受け技術を掌る  
第七條 屬は上司の指揮を受け庶務に従事す  
第八條 技師は上司の指揮を受け技術に従事す  
第九條 戰時船舶管理局に評議員若干人を置く評議員は逓信大臣の奏請に依り關係各省高等官又は事業に經驗ある者の中より内閣に於て之を命す  
評議員は戰時船舶管理令に關し逓信大臣の諮問したる事項を審議す

附則 本令は公布の日より之を施行す

□ 戰時船舶管理局分課規定

第一條 戰時船舶管理に左の三課を置く  
庶務課 航路課 造船課  
第二條 庶務課は左の事務を掌理す  
一、機密事務に關する事  
二、文書の取扱に關する事  
三、統計報告に關する事

四、庶務及會計に關する事  
五、船員の保護に關する事  
六、評議員の會議に關する事  
七、局中他課に屬せざる事務に關する事  
第三條 航路課は左の事務を掌理す  
一、船舶の讓渡擔保又は引渡に關する事  
二、外國諸港間に於ける船舶の航行に關する事  
三、外國諸港間に於ける旅客又は貨物の運送に關する事  
四、航路の指定又は特定の旅客若しくは貨物の運送に關する事  
五、運送賃に關する事  
六、船舶の收用又は使用に關する事  
第四條 造船課は左の事務を掌理す  
一、船舶製船に關する事  
二、造船所又は造船に要する材料器具機械の收用又は使用に關する事

( 22 )

- 三、造船に要する材料器具機械の配給に關する事
- 四、船舶の設備に關する事
- 五、船舶臺帳、造船臺帳、材料臺帳及工場臺帳の作製に關する事
- 六、造船の計畫及監督に關する事
- 第五〇條課に課長を置き通信大臣之を免命す

理局職員及評議員

戰時船舶管理局事務官

商船學校教授

通信局副參事官候爵

通信事務官

戰時船舶管理局技師

通信技師

同

審判官

通信局技師

通信技師

從四位勳二等男爵

勳四等

同

正五位勳五等

從五位工學博士

勳六等

戰時船舶管理局評議員

大藏次官

陸軍次官

海軍次官

農商務次官

製鐵所長官

從四位勳二等男爵

勳四等

同

正五位勳五等

從五位工學博士

勳六等

市來 乙彦

山田 隆一

枋内曾次郎

上山滿之進

押川 則吉

近藤 廉平

川崎芳太郎

堀 啓次郎

淺野總一郎

團 琢磨

江口 定條

岸本兼太郎

山下龜三郎

山岡順太郎

勝田銀次郎

内田 信也

海事關係者

管船局

管船局長

監理課長

船舶課長

海員課長

船用品検査所長

海事部長

第一課長

第二課長

第三課長

戰時船舶管理局

長官

次官

庶務課長

航路課長

造船課長

所長

總務課長

工務課長

作業課長

所長

審判官

航路標識管理所

所長

吉國 兼三

服部 正人

石川 源二

武本 四七二

東京地方海員審判所

理事官

波多野保二

野本 正一

須川 邦彦

那倉 知顯

安達房治郎

竹内友治郎

嶋谷 敏郎

高取安太郎

津田 靜一

村尾 武

渡邊 將海

鈴木 七郎

大阪地方海員審判所

所長

杉 精三

石川 武之

河野清一郎

( 23 )

管船局長 若宮 貞夫  
 監理課長 宮崎 清則  
 船舶課長 堤 正義  
 海員課長 野本 正一  
 船用品検査所長 越智 誠二  
 海事部長 若宮 貞夫  
 第一課長 宮崎 清則  
 第二課長 越智 誠二  
 第三課長 安達房治郎  
 戰時船舶管理局 長官 喜吉  
 次官 内田 貞夫  
 若宮 貞夫

庶務課長 廣幡 忠隆  
 航路課長 波多野保二  
 造船課長 山本 幸男  
 所長 吉國 兼三  
 總務課長 服部 正人  
 工務課長 石川 源二  
 作業課長 武本 四七二  
 審判官 若宮 貞夫  
 古谷 忠造  
 堤 正義  
 柴田敏千代  
 山本 幸男  
 小關 三平  
 宮崎 清則  
 矢澤久次郎

東京地方海員審判所 理事官 波多野保二  
 野本 正一  
 須川 邦彦  
 那倉 知顯  
 安達房治郎  
 竹内友治郎  
 嶋谷 敏郎  
 高取安太郎  
 津田 靜一  
 村尾 武  
 渡邊 將海  
 鈴木 七郎  
 大阪地方海員審判所 所長 杉 精三  
 石川 武之  
 河野清一郎





( 26 )

- △獨逸無制限潛航艇戰宣言
- △備船同盟會設立
- △石炭曳船制限の諭告
- △眞盛丸擊沈
- △英船東洋航路計畫
- △印航運賃値上
- △大連航路値上
- △孟買運賃値上
- △天津航路運賃値上
- △南洋運賃値上
- △印度綿布運賃引上
- △米國抑留獨船七十二隻四十五萬六千三百〇八噸
- △商船の武裝公表
- △郵船武裝決定
- △英國備船禁止
- △選信臨時調查局分課規定公布

- △倫敦船價昂騰古船三十九磅半
- △日本海事工業創立
- △內田商事設立
- △獨潛艇無警告宣言後遭厄船百二十五隻二十七萬三千三百六十四噸
- △川崎造船戰艦伊勢の建造に本邦新界のレコードを作る
- △大阪商船幹部大更迭
- △米國愈參戰決定

三月

- △香港運賃値上實施
- △澤丸擊沈
- △佛國汽船注文に斯界活氣を呈す
- △和蘭印度航休航
- △加奈陀政府危險區域來船制限
- △上海米航運賃再値上
- △英國船船官營實行
- △甲谷陀同盟線値上
- △米國製艦費二億弗と傳ふ
- △商船清津浦運航變更
- △和蘭ネ、口兩汽船會社瓜哇桑港線開始
- △一二月海外賣却船十六隻十萬三千噸
- △船腹調節問題起る
- △日本海運業組合設立
- △本邦造船界職工爭奪材料供給杞憂
- △英國政府の船腹調節政策
- △當地造船業勃興
- △諸威汽船廻航止
- △郵、商、東三社運賃値上
- △青島復航値上
- △樺太航運賃値上

四月

( 27 )

- △烏港一般輸入禁止
- △英國極東航路全部徵發
- △英國歐航船檢査嚴重を極む
- △汽船井呂丸對佛抗訴愈提起
- △神戸築港第一突堤成る
- △原田氏二十萬圓を投じ大阪海員養成所を作る
- △英佛備船料制限
- △郵船リバープール寄港開始
- △川崎商船學校認可
- △大阪關稅燒失

五月

- △泰山九擊沈
- △淺野造船所開業
- △郵船リ港寄港認可
- △商船安東寄港廢止
- △青島上海運賃値上
- △大連航値上
- △浦塩復航値上
- △上海航路運賃引上
- △支香港米航賃引上
- △生糸賃値上
- △茶運賃引上
- △郵船配當七割
- △宮崎丸擊沈
- △神戸港滯貨十三萬噸
- △岡崎銀行認可
- △英國船船一部官營
- △神戸勝田、福原、西川、福井四氏市會議員當選
- △京濱造船業勃興
- △歐洲航路愈々危險
- △海運界恩感筋大得意
- △米國三千噸型木船一千隻建造計畫

獨逸は毎月五十四萬噸の商船を擊沈し自國五十萬噸の商船建造を誇張す

六月

- △鐵材運賃引上
- △造船獎勵法改正
- △海員試驗法改正
- △米國一千萬噸船建造案發表
- △商船米航延長
- △米國汽船徵發
- △東京海運創立
- △大連往航値上
- △天津往航引上
- △青島往航値上
- △商船浦鹽運賃引上
- △郵船印度航路値上
- △海保料率引上實施

- △郵船霞岐丸獨艇を撃沈す
- △税関管轄改正
- 七 月
- △朝鮮復航値上
- △郵船歐航値上
- △北米運賃値上
- △米航運賃元地拂實行
- △唐山丸撃沈
- △馬尼刺拿捕船日米開航
- △英國汽船大合同
- △郵船の航路開拓
- △商船内航値上
- △郵船近海運賃引上
- △長崎大連線値上
- △青島復航引上
- △郵商臺灣航路運賃引上
- △北米運賃四十五弗
- △歐米西貢六百志
- △船腹缺乏
- △信貴山丸撃沈
- △影島丸撃沈
- △造船獎勵法停止
- △北海道行運賃改正
- △浦航運賃値上
- △戰時海上再保險法
- △商船四割配當
- △朝鮮郵船値上實施
- △香同盟運賃引上
- △南洋運賃認可
- △神棧丸撃沈
- △本邦製鐵業勃興
- △當市内造船所簇出
- 八 月
- △商船米印向運賃引上
- △海運界沸騰點に達し船價一千圓說  
提唱さる
- △造船業大勃興
- △木船流行
- △米國鐵材輸出禁止
- △船舶投資會社簇出
- △日本海橫新航路開始
- △朝鮮郵船青仁線復航
- △米汽船新航路開始
- △商船新航路開始
- △尼崎汽船浦港配船
- △郵船烏港、朝鮮、寄港廢止
- △支那郵船航路延長
- △青筒汽船徵發△彼阿ユニオン合併
- △米國沿岸貿易許可
- △臺灣運賃引上
- △米航運賃引上
- △彦山丸撃沈
- △米國造船案變更
- △佛國本船建造
- △米國太平洋航路船全部徵發
- △大洋同盟値上實施
- △政府最高保險額發表
- △薩寄丸、生駒丸、第一吉田丸、與  
稱丸撃沈
- △常陸丸消息斷絶
- △獨艇類に跳梁に努む
- △郵船歐東航決定
- △郵船東廻線値上實施
- △郵船西廻線値上實行
- △米航運賃引上實行
- △米船全部徵發布告
- △船舶管理令愈々實施
- △管理令影響にて海運界急轉直下

- △生糸運賃決定
- △帆船運賃暴騰
- △戰保八ヶ月契約高四億三百四十一  
萬餘圓
- △米國鐵材禁輸愈々實施
- △解禁期成同盟會設立
- △鐵價未曾有の暴騰
- △鐵成金隨所に現る
- △鐵解禁の爲め國論沸騰
- △造船業者大恐慌
- △伊太利は海運獎勵法を發し和蘭は  
造船界の不況を來し米國は造船界  
最も旺盛を傳へ佛國類々として買  
船に焦慮
- 九 月
- △海上再保險官營實施
- △船舶管理令發布
- △商船米航補助辭退
- △孟買編運賃引上
- △米航運賃第二回目引上
- △巴航運賃値上
- △青島航路運賃引上
- △御用船入札不調
- △佛國船舶調節令發布
- △郵船鹿島丸獨艇を撃破す
- 戰時保險料決定
- △船舶管理令反對熱起る
- △森平藏女學校設立に五十萬圓を寄  
贈す
- △米國極力造船を獎勵
- △獨獨類りに船舶復舊策に腐心
- 十 月
- △米航運賃第三回目引上
- △朝鮮向運賃値上
- △彦山丸撃沈
- △米國造船案變更
- △佛國本船建造
- △米國太平洋航路船全部徵發
- △大洋同盟値上實施
- △政府最高保險額發表
- △薩寄丸、生駒丸、第一吉田丸、與  
稱丸撃沈
- △常陸丸消息斷絶
- △獨艇類に跳梁に努む
- △郵船歐東航決定
- △郵船東廻線値上實施
- △郵船西廻線値上實行
- △米航運賃引上實行
- △米船全部徵發布告
- △船舶管理令愈々實施
- △管理令影響にて海運界急轉直下



五 四 三 二 一 十 十 十 九 八 七

二 一  
月 月

大 正 四 年

輸 出  
日 本  
輸 入  
英 國

輸 出  
米

輸 入

輸 出

輸 入

日 英 米 外 國 貿 易 月 表

自 三 年 七 月 至 六 年 十 二 月 ( 單 位 千 圓 )

貿 易

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一

二 一  
月 月

大 正 五 年

輸 出  
日 本  
輸 入  
英 國

輸 出  
米

輸 入

輸 出

輸 入

輸 入







合米丁露

計國抹國

噸數 噸數 噸數 噸數

三三二, 九, 五三三  
一, 二七二  
二, 五三三  
六, 五九三

三三, 九, 四五一  
一, 二八六  
二, 五三三  
六, 五九六

一九, 八, 七九六  
九, 五〇〇  
五, 五八〇

一九, 八, 七九六  
九, 五〇九  
五, 五八九

二〇, 九, 五三二  
三, 〇〇八  
八, 九三二

二〇, 九, 五三二  
三, 〇三三  
八, 八七八

一九, 九, 四四四  
四, 〇〇七  
七, 五三三

一九, 九, 二七九  
四, 一六九  
七, 三三三

諾瑞和奧伊獨佛英支日

太

威典蘭國利逸國國那本

噸數 噸數 噸數 噸數 噸數 噸數 噸數 噸數 噸數 噸數

二, 五七三  
一, 六五三  
一, 二七九  
一, 三三三  
三, 八八八  
六, 一八五  
一, 八五三  
三, 三三三  
三, 六四六

二, 五〇三  
一, 六三三  
一, 二四一  
一, 三三三  
三, 八八八  
六, 一八五  
一, 八五三  
三, 三三三  
三, 六四六

二, 七三三  
一, 九〇七  
一, 二八二  
一, 三三三  
三, 八八八  
六, 一八五  
一, 八五三  
三, 三三三  
三, 六四六

二, 〇三三  
一, 三三三  
一, 二四一  
一, 三三三  
三, 八八八  
六, 一八五  
一, 八五三  
三, 三三三  
三, 六四六

二, 〇三三  
一, 三三三  
一, 二四一  
一, 三三三  
三, 八八八  
六, 一八五  
一, 八五三  
三, 三三三  
三, 六四六

二, 〇三三  
一, 三三三  
一, 二四一  
一, 三三三  
三, 八八八  
六, 一八五  
一, 八五三  
三, 三三三  
三, 六四六

二, 〇三三  
一, 三三三  
一, 二四一  
一, 三三三  
三, 八八八  
六, 一八五  
一, 八五三  
三, 三三三  
三, 六四六

二, 〇三三  
一, 三三三  
一, 二四一  
一, 三三三  
三, 八八八  
六, 一八五  
一, 八五三  
三, 三三三  
三, 六四六







































(75)

千九百十七年中歐米方面の備船料は英米佛の戰時政策の抑壓の爲め一ヶ年を通し二十九志乃至三十志の釘付の姿にて中立國船大西洋航路左の如し

一月 四十五志六片  
二月 四十八志六片  
三月 五十志 七八月 五十七志六片

□一九一七年 (大正六年)

船名	噸重	受渡	期間	備船料	備船主
常盤	一、〇〇〇	三月	十ヶ月	二、三〇〇	開平
伏見	一、三〇〇	一月	五ヶ月	一、四〇〇	阿波共
二歐羅巴	四、七〇〇	二月	一ヶ年	四十二志	伊國政府
染殿	八、〇〇〇	一月	米國二航海	一六、五〇〇	增田屋
浦安	三、六〇〇	三月	一ヶ年	三、五〇〇	開平
菅島	二、〇〇〇	二月	同	九、〇〇〇	中山下
三共	八、〇〇〇	二月	同	九、六〇〇	中川商
山陽	一、〇〇〇	三月	同	三、〇〇〇	清商

船名	噸重	受渡	期間	備船料	備船主
大日	二、〇〇〇	二月	同	一、五〇〇	加藤
小川	八、五〇〇	一月	同	九千五百圓	巴組
吉備	一、七〇〇	二月	同	三、〇〇〇	津井
天王	三、八〇〇	四月	同	三、五〇〇	三井
天島	二、〇〇〇	二月	同	二、二〇〇	同
菅太	三、三〇〇	二月	四ヶ月	三、五〇〇	大五商會
東山	五、八〇〇	二月	米國一航海	一六、五〇〇	增田屋
旭保	四、〇〇〇	二月	一ヶ年	四、〇〇〇	日本郵船
明野	三、三〇〇	三月	同	三、〇〇〇	マドリガル
淺間	六、七〇〇	二月	同	三、〇〇〇	英國政府
春間	四、三〇〇	二月	同	四、二〇〇	外佛政府
東昌	四、五〇〇	三月	同	四、一〇〇	伊國政府
彌彦	三、八〇〇	二月	一ヶ年	四、一〇〇	增田屋
岸本	六、五〇〇	四月	二航海	一六、五〇〇	增田屋
福陽	二、〇〇〇	五月	六ヶ月	一、四〇〇	日露漁業
太陽	五、五〇〇	二月	一ヶ年	一、〇〇〇	三井

(74)

月次	安全航路	危險航路
七月	三、三〇〇	三、三〇〇
八月	四、四〇〇	四、四〇〇
九月	四、四〇〇	四、四〇〇
十月	五、五〇〇	五、五〇〇
十一月	五、五〇〇	五、五〇〇
十二月	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一月	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二月	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三月	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四月	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五月	一、〇〇〇	一、〇〇〇
六月	一、〇〇〇	一、〇〇〇
七月	一、〇〇〇	一、〇〇〇
八月	一、〇〇〇	一、〇〇〇
九月	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十月	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十一月	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十二月	一、〇〇〇	一、〇〇〇

□一九一五年 (大正四年)

□一九一六年 (大正五年)

弘日	遠綾	住越	爾爾	御野	琴平	日樺	平海	八	安山	夕
運勝	東東	尾尾	後山	野山	野山	野山	野山	野山	野山	野山
一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇										
四月	四月	三月	四月	四月	三月	三月	三月	三月	三月	三月
同	一ヶ月	九ヶ月	米國一往復	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月
二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇										
朝古	田河	礦井	林井	同	同	同	同	同	同	同
海越	越日	越日	越日	越日	越日	越日	越日	越日	越日	越日
運洋	後洋	洋張	弓張	安張	音張	日張	三張	十三張	六張	北張
一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇										
五月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月
七ヶ月	七ヶ月	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月
三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇										
鈴北	日	增東	山丸	外	津	奧	岩	鈴	巴	菅
金本	屋船	隆三	一商	崎	田村	田木	組	谷	商	倉

春海	波天	生日	弘弘	三天	天竹	錦大	二吉	住住	三神	天祥
日運	津正	駒英	運祝	成島	江東	東運	備尾	尾尾	坤通	祥
二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇										
六月	三月	五月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月
同	同	一ヶ月	同	同	同	同	同	同	同	同
二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇										
井崎	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島
管天	泉島	吉月	第二	稻盛	六多	まや	平神	天龍	大正	神山
島王	月備	盛盛	聞聞	ち神	龍宮	正宮	王王	浦山	利山	幸
二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇										
三月	四月	五月	四月	四月	三月	三月	三月	三月	三月	三月
四ヶ月	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月	一ヶ月
二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇										
井井	山	堤	三	大	勝	阿	同	同	同	同
井井	清	商	田	幸	船	船	船	船	船	船











三英吉一最二龍夕福鶴神二日最御二英北	高小真盛祐張一祐崎連上代田福新	運航生樽上盛祐張一祐崎連上代田福新	一、八〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 二、五〇〇 六、〇〇〇 三、〇〇〇 四、〇〇〇 二、三〇〇 一、〇〇〇 二、五〇〇 三、〇〇〇 二、三〇〇 一、八〇〇 四、〇〇〇	十月 二月 九月 一月 七月 九月 八月 九月 八月 七月 十月 九月 七月 一月 二月	六ヶ年 一ヶ年 同 同 一ヶ年 北米一航海 二ヶ月 一ヶ年 五ヶ月 一ヶ年 同 同 四ヶ月 同 同 同 一ヶ年	七、〇〇〇 七、〇〇〇 七、〇〇〇 同 六、五〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 二、五〇〇 二、五〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 二、五〇〇 二、五〇〇 二、五〇〇 二、五〇〇 二、五〇〇	栗明治 北海 同 同 古 古 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	物製 林産 鐵 木河 木河 木河 井 井 井 井 尾井 河 河 井 田	新多神樺能順悠常泰春日十元海福同駿越	田新登 造喜光太呂紀盤平陽盛澤山幸壽甲後	二、〇〇〇 一、九〇〇 四、〇〇〇 三、〇〇〇 一、八〇〇 一、五〇〇 五、〇〇〇 一、〇〇〇 四、〇〇〇 一、三〇〇 四、〇〇〇 一、二〇〇 二、五〇〇 二、五〇〇 二、五〇〇 二、五〇〇 二、五〇〇 二、五〇〇	十月 九月 十月 九月 一月 七月 八月 四月 八月 二月 三月 五月 五月 三月 四月 十月 七月	一ヶ年 一ヶ年 同 同 一ヶ年 米一航海 十六ヶ月 一ヶ年 三ヶ月 一ヶ年 六ヶ月 同 同 同 同 一ヶ年 同 同	元、〇〇〇 元、〇〇〇 元、〇〇〇 元、〇〇〇 元、〇〇〇 元、〇〇〇 元、〇〇〇 元、〇〇〇 元、〇〇〇 元、〇〇〇 元、〇〇〇 元、〇〇〇 元、〇〇〇 元、〇〇〇 元、〇〇〇 元、〇〇〇 元、〇〇〇	鈴村山 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	製 木井下 木林 鐵 井 木下 田 河
--------------------	-----------------	-------------------	---	--	---	--	--	---	--------------------	-------------------------	--	--	--	---	---	--

能福空吉同東朝日明興	登壽知生成日州天安	一、五〇〇 二、〇〇〇 三、〇〇〇 同 三、五〇〇 三、五〇〇 三、五〇〇 三、五〇〇 三、五〇〇 三、五〇〇 三、五〇〇 三、五〇〇 三、五〇〇 三、五〇〇 三、五〇〇	九月 一月 二月 同 七月 一月 九月 同 八月 同 同 同 同 同 同	七ヶ月 一ヶ年 二ヶ年 同 一ヶ年 二ヶ年 一ヶ年 北米一往復 北米二往復 同 同 同 同 同 同	三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇	村東京 大 日本 大 大 山 山 津 同 同 同 同 同 同	海商 井運 倉 新 同 敏 八 日 淀 神 嘉 堂 浦 福 神 金 東 順	手紀竹坤勝州辰德安一祐剛海	六、五〇〇 五、〇〇〇 三、〇〇〇 同 四、五〇〇 同 八、〇〇〇 七、〇〇〇 二、〇〇〇 三、〇〇〇 一、二〇〇 一、二〇〇 一、二〇〇 一、二〇〇 一、二〇〇 一、二〇〇 一、二〇〇	三月 八月 九月 同 七月 十月 五月 一月 七月 五月 八月 同 七月 七月 六月 三月 同 同 同 同 同 同	六ヶ月 一ヶ年 八ヶ月 同 六ヶ月 北米往復 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇	鈴外古 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	海 木商 河 井 山 木 商 河 井 井 林 井 原 海 運
------------	-----------	---	--	---	---	---	--	---------------	---	--	---	---	---	--











(99)  
 粟島航海機關  
 廣島航海機關  
 大島航海機關  
 東京商船航海機關

卒業生  
 一八二  
 一三二  
 二四〇  
 一七一  
 二二九  
 一七九  
 三九九  
 五九九

現在生  
 一三六  
 一八六  
 一九一  
 一六五  
 二三五  
 一六三  
 三三九  
 三五九

函館商船航海機關  
 鳥羽商船航海機關  
 佐賀商船航海機關  
 弓削商船航海機關  
 兒島商船航海機關  
 富山商船航海機關

受理人員數  
 一〇八  
 一八七  
 一三二  
 一〇九  
 一〇九  
 一〇九  
 一〇九  
 一〇九

裁判人員數  
 一〇八  
 一八七  
 一三二  
 一〇九  
 一〇九  
 一〇九  
 一〇九  
 一〇九

□高等海員供給と學生

同同同同大  
 五四年三年二年元  
 年年年年年

受理人員數  
 三〇  
 四〇  
 四〇  
 三〇  
 三〇  
 三〇  
 三〇  
 三〇

裁判人員數  
 三〇  
 四〇  
 四〇  
 三〇  
 三〇  
 三〇  
 三〇  
 三〇

受理人員數  
 三〇  
 四〇  
 四〇  
 三〇  
 三〇  
 三〇  
 三〇  
 三〇

裁判人員數  
 三〇  
 四〇  
 四〇  
 三〇  
 三〇  
 三〇  
 三〇  
 三〇

(98)  
 五年(九月末)  
 六年(九月末)

□海技免狀受有者別

甲種  
 船長  
 運轉士等  
 運轉士等  
 船長  
 運轉士等  
 運轉士等  
 機關長  
 機關士等  
 機關士等  
 機關士等

乙種  
 船長  
 運轉士等  
 運轉士等  
 機關長  
 機關士等  
 機關士等  
 機關士等  
 機關士等

二年  
 三年  
 五年  
 六年(九月末)

海員審判件數  
 內國人  
 外國人  
 內國人  
 外國人  
 內國人  
 外國人  
 內國人  
 外國人  
 內國人  
 外國人

地方審判  
 船長  
 運轉士等  
 運轉士等  
 機關長  
 機關士等  
 機關士等  
 機關士等  
 機關士等

機關長  
 機關士等  
 機關士等  
 機關士等  
 機關士等  
 機關士等  
 機關士等  
 機關士等

機關士等  
 機關士等  
 機關士等  
 機關士等  
 機關士等  
 機關士等  
 機關士等  
 機關士等

(101)

沿岸	大島	支那	浦島	臺灣	世島	南界	北米	濠洲	孟買	南洋
各航路	各航路	各航路	各航路	各航路	各航路	各航路	各航路	各航路	各航路	各航路
航海戰時手當	航海戰時手當	航海戰時手當	航海戰時手當	航海戰時手當	航海戰時手當	航海戰時手當	航海戰時手當	航海戰時手當	航海戰時手當	航海戰時手當
高等海員	高等海員	高等海員	高等海員	高等海員	高等海員	高等海員	高等海員	高等海員	高等海員	高等海員
下級海員	下級海員	下級海員	下級海員	下級海員	下級海員	下級海員	下級海員	下級海員	下級海員	下級海員

海員給料割増 (東洋汽船ハ) 割増加算

南	孟	濠	南	北	歐
洋	買	洲	米	米	路
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

世界造船所數

逕信省管船局の調査に係る最近世界各國に於ける造船所數は總計六百八十箇所にして内總噸數千噸以上の鋼鐵船を建造し得るもの二百六十四箇所同百噸以上千噸以下を建造し得るもの四百十六箇所なり之を國別に示せば左の如し

國別 別千噸以上 百噸以上 合計

(100)

同	同	同	同	同	大	同	同	同	同	大	同
六年(九月)	五年	四年	三年	二年	正元	五年	四年	三年	二年	元	六年
船舶職員登録	船舶職員登録	船舶職員登録	船舶職員登録	船舶職員登録	船舶職員登録	船舶職員登録	船舶職員登録	船舶職員登録	船舶職員登録	船舶職員登録	船舶職員登録
新規定	新規定	新規定	新規定	新規定	新規定	新規定	新規定	新規定	新規定	新規定	新規定
抹消登録	抹消登録	抹消登録	抹消登録	抹消登録	抹消登録	抹消登録	抹消登録	抹消登録	抹消登録	抹消登録	抹消登録
合格者	合格者	合格者	合格者	合格者	合格者	合格者	合格者	合格者	合格者	合格者	合格者
水夫長	水夫長	水夫長	水夫長	水夫長	水夫長	水夫長	水夫長	水夫長	水夫長	水夫長	水夫長
舵夫	舵夫	舵夫	舵夫	舵夫	舵夫	舵夫	舵夫	舵夫	舵夫	舵夫	舵夫
水夫	水夫	水夫	水夫	水夫	水夫	水夫	水夫	水夫	水夫	水夫	水夫
火夫	火夫	火夫	火夫	火夫	火夫	火夫	火夫	火夫	火夫	火夫	火夫
油差	油差	油差	油差	油差	油差	油差	油差	油差	油差	油差	油差
木工	木工	木工	木工	木工	木工	木工	木工	木工	木工	木工	木工
石炭夫	石炭夫	石炭夫	石炭夫	石炭夫	石炭夫	石炭夫	石炭夫	石炭夫	石炭夫	石炭夫	石炭夫
料理人	料理人	料理人	料理人	料理人	料理人	料理人	料理人	料理人	料理人	料理人	料理人

下級海員給料

郵船	商船	東洋	社外船
三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇

支露丁瑞諾伊米白西埃伊日獨和同英

耳班匈太

植民地

那國抹典威國國義牙國利本逸蘭地國

二二五五一四三二三五九四三三五九二

一四四  
一四九  
一〇九  
一〇八  
一〇九  
一四九  
一五五  
一五五  
一三三  
一二三  
一二二  
一五四  
三五三

二二  
三六  
五八  
一五  
一〇  
一五  
一八  
一八  
一四  
一七  
二四  
二五  
二四  
一七  
一七  
一五

□造船臺の激增

我國の造船業は戰前一千噸以上の造船臺を有するものは六七箇所なりしが激増して約三十七箇所の多きを數へ總噸數一千噸以上の船舶を建造し得べき船臺を有する造船所及び其船臺數左の如し

- 石川島造船所 五臺
- 淺野造船所 八臺 (外新設三臺)
- 同神戸分工場 (計畫中)
- 横濱船渠會社 四
- 横濱鐵工所 三
- 浦賀船渠會社 二
- 鳥羽造船所 三
- 大阪鐵工所(櫻島) 七
- 同(因の島) 六
- 藤永田造船所 五
- 松尾鐵工所 二
- 小野造船所 三

- 大阪造船所
- 木津川造船所
- 原造船所
- 大原造船所
- 名村造船所
- 松田造船所
- 旭造船所
- 大阪黨業造船所
- 川崎造船所
- 三菱造船所(神戸)
- 同造船所(長崎)
- 吉浦造船所
- 深川造船所
- 栃木造船所
- 吉備造船所
- 宮城屋船船部
- 相澤造船所

三三四二一五八二七二一三二二二五

(計畫中)  
(計畫中)  
(計畫中)  
(千噸型)  
(千噸型)

- 播磨造船所 四
- 關西造船所 四
- 新田造船所 三
- 三井造船所 三
- 函館船渠所 三
- 沼田造船所 三
- 神戸製鋼所 二
- 千歳造船所 二
- 濱田造船所 二
- 日本造船所 二
- 富田屋船船部 一
- 江の浦造船所 一
- 今村商會 三
- 大正造船所 三
- 備後造船所 二
- 新堂造船所 一
- 合計四十五ヶ所

百四十九臺

合計四十五箇所百四十九隻(計畫豫定のもの二三を含む)にして更に二隻の竣成日数は極内輪に見積るも六ヶ月を要すれば充分なるを以て以上の造船業にて一箇年に三百六十四隻二隻平均三千噸と見て七十九萬二千噸を建造し得らるべき計算なるが這は材料の供給職工の能率其他總て順調に運ばれ居ることを前提とするものなれば實際に於ては約六十萬噸内外と見て大差なかるべし

□昨年中造船成績

逓信省の調査によれば昨年中に進水せる總噸數一千噸以上の船舶七十一隻此總噸數三十萬七千八百八十四噸にして之を月別に列擧すれば左の如し(但し十二月分は進水豫定船を含む)

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月
一隻	二隻	四隻	三隻	一七隻	一七隻	一七隻
噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸
一、三三二	二、三九七	三、九七三	三、三七一	一七、一〇〇	一七、一〇〇	一七、一〇〇
廣福丸	神盛丸	神盛丸	神盛丸	神盛丸	神盛丸	神盛丸

九月 八 三、九六六  
十一月 〇 三、三三七  
十二月 八 三、三〇〇

▲大阪鐵工所(十七隻六萬一千噸)

浙江丸	明海丸	正木丸	あるぶす丸	能登呂丸	蓬萊山丸	大和丸	眞岡丸	不詳
三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	八、〇〇〇	一、一〇〇	六、五〇〇	四、五〇〇	一、一〇〇	四、五〇〇
多喜丸	海福丸	名瀨丸	福地丸	明蘇丸	江雄丸	明支丸	明支丸	明支丸
一、一〇〇	三、一〇〇	一、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	六、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇

▲浦賀船渠(八隻三萬九千七百噸)

神盛丸	神盛丸	神盛丸	神盛丸	神盛丸	神盛丸	神盛丸
四、六〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇
神盛丸	神盛丸	神盛丸	神盛丸	神盛丸	神盛丸	神盛丸
四、六〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇

第三吉田丸	四、六〇〇	メカニシアン	七、五〇〇
▲三菱造船所(九隻四萬二千九百九十五噸)		ドンセル號	
綾葉丸	五、七五〇	長野丸	三、七七七
吳羽丸	五、七五〇	甲谷陀丸	五、一五〇
元明丸	三、一六一	天海丸	三、二六五
第二興福丸	七、三二七	宮浦丸	三、七七七
織殿丸	五、一五〇		
▲川崎造船所(廿隻十一萬二千二百五十噸)			
ピルマ丸	四、六〇〇	泰安丸	三、二〇〇
第二大福丸	九、五〇〇	吉田丸	五、六〇〇
第三大福丸	五、六〇〇	第四大福丸	五、六〇〇
第五大福丸	七、五〇〇	平安丸	一、五五〇
第六大福丸	五、六〇〇	第七大福丸	七、五〇〇
第八大福丸	五、六〇〇	第九大福丸	五、六〇〇
第十大福丸	五、六〇〇	第十大福丸	五、六〇〇
第十一大福丸	五、六〇〇	ほるね丸	五、六〇〇
第十二大福丸	五、六〇〇	第十五大福丸	五、六〇〇

すまゝ丸 五、〇〇〇 第七大福丸 五、六〇〇

▲石川島造船所(四隻八千四百噸)

第二厚田丸 二、一〇〇 第二霧島丸 二、一〇〇

青葉山丸 二、〇〇〇 雲南丸 二、一〇〇

▲藤永田造船所(二隻四千二百噸)

第二萬榮丸 二、一〇〇 未詳 二、一〇〇

▲小野鐵工所(三隻五千七百噸)

第六札幌丸 二、〇五〇 第五札幌丸 二、一〇〇

▲播摩造船所(二隻三千七百五十噸)

朝日丸 一、〇〇〇 大圖丸 二、二〇〇

▲松尾鐵工所(一隻三千三十噸)

扇海丸 一、五〇〇

▲淺野造船所(三隻二萬四千七百五十九噸)

第二東洋丸 三、〇〇〇 第三興福丸 八、二五〇

▲原田造船所(一隻千八百五十噸)

白鹿丸 八、二五〇 未詳 一、八五〇

▲原田造船所(一隻千八百五十噸)

第五興福丸 八、二五〇

▲原田造船所(一隻千八百五十噸)

未詳 一、八五〇



八七六五四三二一

月 月 月 月 月 月 月 月

貨物 貨物 貨物 貨物 貨物 貨物 貨物 貨物

三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇
三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇

六七,七〇〇	六七,七〇〇	六七,七〇〇	六七,七〇〇	六七,七〇〇	六七,七〇〇	六七,七〇〇	六七,七〇〇
六七,七〇〇	六七,七〇〇	六七,七〇〇	六七,七〇〇	六七,七〇〇	六七,七〇〇	六七,七〇〇	六七,七〇〇

一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇
一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇

一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇
一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇	一,三三〇

保 險

戰時海上保險成績 (七年)

內地保險會社 契約高再保險高  
 外國保險會社 契約高再保險高  
 內國會社 收入  
 外國會社 收入  
 內國會社 支出  
 外國會社 支出

五 四 三 二 一

合 共 和 獨 米 英  
計 他 蘭 逸 國 國

月 月 月 月 月

五〇〇	四九〇	四九〇	四八〇	四〇〇
四〇〇	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇

世界造船調查

一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
一,七三〇,〇〇〇	一,七三〇,〇〇〇	一,七三〇,〇〇〇	一,七三〇,〇〇〇
一,七三〇,〇〇〇	一,七三〇,〇〇〇	一,七三〇,〇〇〇	一,七三〇,〇〇〇

船價對鐵材價 (七年中)  
 船價、大型新造鐵材、四×六鐵板一噸  
 鐵材

造船職工賃金

六八〇	八〇〇	八二〇	八八〇	九〇〇	九五〇	四〇〇
六八〇	八〇〇	八二〇	八八〇	九〇〇	九五〇	四〇〇

最低	普通	最高	別種
二二〇	八〇七	二,五〇〇	三
二二〇	八〇五	二,五〇〇	六
二二〇	八〇五	二,五〇〇	九
二二〇	八〇五	二,七五〇	十二月

昨年中に於ける造船職工賃金は左の標準なるも割増受  
 等の制度ありて事實上の収入は五割増乃至三倍内外  
 あり

戰時海上再保險成績

月	件數	再保險金額 千圓	再保險料 千圓
九月	一、五五五	三三、八八二	二〇七
十月	八、六〇四	一七三、七三一	一、一三三
十一月	九、四九九	二〇七、五五九	一、六六二
十二月	一〇、六五二	二七〇、三三四	二、三三五

世界擊沈船

開戦後歐洲戰爭開始されて以來千九百十七年末に至る世界各國の擊沈船は左記の如く一千四百四十萬噸の多きを算す(尤も千九百十七年五月以後の數字は各國とも秘密主義を採れる爲め明確ならざれば各方面より推測し單に噸數のみを示す)

國名	隻數	噸數
英國	一、二〇〇	二、八二二、八〇〇
佛國	一、七〇〇	二、九四三、三〇〇
獨逸	一、五〇〇	一、九八七、〇〇〇
希臘	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
瑞西	九〇〇	九〇〇、〇〇〇
西班牙	三〇〇	三〇〇、〇〇〇
日本	九〇	三、〇〇〇、〇〇〇
土耳其	一〇	一〇、〇〇〇
葡萄牙	一	一、〇〇〇
加泰陀	一	一、〇〇〇
秘露	一	一、〇〇〇
合計	一、一四九	一、一四九、〇〇〇

擊沈船國別

(自三年八月至六年二月)

國名	隻數	噸數	獨逸及其他	佛國	合計
英國	一、二〇〇	二、八二二、八〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、八二二、八〇〇
佛國	一、七〇〇	二、九四三、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、九四三、三〇〇
獨逸	一、五〇〇	一、九八七、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、九八七、〇〇〇
希臘	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
瑞西	九〇〇	九〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
西班牙	三〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
日本	九〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
土耳其	一〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇
葡萄牙	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
加泰陀	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
秘露	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	一、一四九	一、一四九、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、一四九、〇〇〇

米國紐育ジャーナル、オグ、コンマースの所報に據れば戰爭開始後世界擊沈船は二千五百九十八隻四百七十九萬噸なりと其内譯は左の如し

國名	隻數	噸數	船名	噸數	所有者
英國	一、二〇〇	二、八二二、八〇〇	和蘭	一、〇〇〇	希爾
佛國	一、七〇〇	二、九四三、三〇〇	瑞典	一、〇〇〇	亞爾
獨逸	一、五〇〇	一、九八七、〇〇〇	挪威	一、〇〇〇	ブラシル
希臘	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	希臘	一、〇〇〇	バルシヤ
瑞西	九〇〇	九〇〇、〇〇〇	希臘	一、〇〇〇	ウルガセン
西班牙	三〇〇	三〇〇、〇〇〇	希臘	一、〇〇〇	合計
日本	九〇	三、〇〇〇、〇〇〇	希臘	一、〇〇〇	八四九
土耳其	一〇	一〇、〇〇〇	希臘	一、〇〇〇	一、六六二、六六〇
葡萄牙	一	一、〇〇〇	希臘	一、〇〇〇	
加泰陀	一	一、〇〇〇	希臘	一、〇〇〇	
秘露	一	一、〇〇〇	希臘	一、〇〇〇	
合計	一、一四九	一、一四九、〇〇〇	希臘	一、〇〇〇	



(112)

八月	八〇〇、六八八	六八〇、四七三
九月	八三〇、〇三五	七〇二、一九三
十月	八八四、六四七	七六五、七五四
十一月	八〇〇、二四三	七九二、二七三
十二月	八七二、三三三	八五九、五五五
計	一〇、三〇〇、七六八	九、〇四七、七三九

需要増加趨勢 (九州炭)  
 需要方面は海外輸出よりも内地に於て著しく増加せり  
 即ち昨年中門司若松港の海外輸出高は一百三萬五千七百四十八噸にして前年に比し三萬五千噸減少亦海路内地各需要地への積出高は六百七十三萬四千九十三噸にて九十五萬二千噸の激増内外國汽船に積込みし燃料炭七十二萬五千噸にして十六萬噸を減ぜり之に反し内地汽船燃料炭積込み高は却て増加を來せり即ち郵船は三十萬七千噸商船は二十三萬四千餘噸左に月別の一昨年と對比すれば左の如し

一月	七三、〇六三	七八、五八八
二月	八〇三、〇八三	七九、七七三
三月	九六八、六八二	八〇六、二七三
四月	九五五、一八〇	八〇〇、九六八
五月	九二一、三六六	八〇三、八二三
六月	八四一、〇〇九	七五七、一三三
七月	八五一、二〇三	七五七、三〇三
八月	八六三、三九五	七〇三、〇一五
九月	八八一、五四三	七〇九、七〇四
十月	九〇一、一七三	七九四、七四五
十一月	九三三、八四三	七六五、四二六
十二月	九四六、四六四	八四七、六九七
計	一〇、五五〇、六二二	九、四八、五五六

海外輸出炭は海運賃の狂騰、石炭の不足等にて聯合國の新規注文殺到せるに拘はらず年間を通じ百三萬五千七百四十八噸に過ぎず左に主要輸出地を示さん

大正六年 大正五年  
 三六、九六〇 三六、九六〇

(113)

上海	三五四、四三三	三三〇、三三三
漢口	六九、五六一	六〇、一三三
新嘉坡	八六、三三〇	四六、四六六
馬尼刺	一三、八七七	四三、六〇〇
西貢	二二、七六六	三三、六四八
浦鹽	一、五九〇	三三、二九
厦門	二、〇六六	一〇、六八七
巴達維亞	五、七三三	四、七五〇
門司港	四、七三三	四、七五〇

島港九萬噸東小倉港十一萬噸合計六百七十三萬噸にして之を一昨年に比すれば九十五萬噸の増加左に重なる仕向地を示さん

岡山	九四、五八七	七五、〇八一
神戶	八二、二一七	九八、九九七
岸田	六、四九九	六九、三三三
堺市	七、四九九	五八、三三三
朝日	六五、三三六	三二、二四八
四日市	五九、七九九	七〇、〇七三
四島	五九、七九九	五二、七六五
東京	二四、三六一	三三、七三〇

筑豊貯炭趨勢  
 昨年度需要は供給高を超過する事二十五萬噸にして實に一千五十五萬噸に上り前年度に比し百十三萬噸の増加を示せり隨つて昨年中若松貯炭は前年度に比し常に減退趨勢を繼續せり

大正六年 同 五年  
 三三、四三三 三三、四三三  
 一六二、七一九 一六二、七一九  
 一四〇、〇四三 一四〇、〇四三  
 一七〇、七〇一 一七〇、七〇一

海運會社  
資本金 利益金 積立金 配當  
千圓 千圓 千圓 割

事業成績

九	十	十	一	四	七
月	月	月	月	月	月
三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000
二五,000	二五,000	二五,000	二五,000	二五,000	二五,000
一六,五〇〇	一六,五〇〇	一六,五〇〇	一六,五〇〇	一六,五〇〇	一六,五〇〇

今茲に本年度當港船積筑豊炭平均價格の趨勢を示せば左の如し(建直英一噸)

九州炭價の趨勢

九	十	十	一	四	七
月	月	月	月	月	月
三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000
二五,000	二五,000	二五,000	二五,000	二五,000	二五,000
一六,五〇〇	一六,五〇〇	一六,五〇〇	一六,五〇〇	一六,五〇〇	一六,五〇〇

日本郵船	大阪商船	東洋汽船	日清汽船	南洋郵船	明治海運	大正汽船	汽船信託	内田汽船	日本汽船
下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上
半半	半半	半半	半半	半半	半半	半半	半半	半半	半半
期期	期期	期期	期期	期期	期期	期期	期期	期期	期期
三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000	三,000,000
一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇
一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇
一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

七	六	五	四	三	二	一	月
月	月	月	月	月	月	月	別
末	末	末	末	末	末	末	別

三九,五七九	二七,九六六	二九七,二三四	二五五,四〇一	二〇,九二六	一〇,七六六	一六,九九九	二〇,七九九
二六〇,三三〇	二五〇,五三六	二四八,三三四	三〇,九二五	二四,九六六	三九,四三三	三六,五六四	三〇,八九九
大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年
四五,七〇〇	三五,一〇〇	三四,一〇〇	三二,五〇〇	三二,五〇〇	三二,五〇〇	三二,五〇〇	三二,五〇〇
二七,七〇〇	二七,七〇〇	二七,七〇〇	二七,七〇〇	二七,七〇〇	二七,七〇〇	二七,七〇〇	二七,七〇〇

次に筑豊兩地の貯炭は輸送力不足の爲め却つて増加を繼續せり

八	七	六	五	四	三	二	一	月
月	月	月	月	月	月	月	月	別

二五,五〇〇	二九,二〇〇	三三,一〇〇	三三,九〇〇	三六,九〇〇	三〇,六〇〇	二七,〇〇〇	二〇,〇〇〇
二五,五〇〇	二九,二〇〇	三三,一〇〇	三三,九〇〇	三六,九〇〇	三〇,六〇〇	二七,〇〇〇	二〇,〇〇〇
大阪	神戸	岡山	吳	大阪	神戸	岡山	吳
二〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇
二七,〇〇〇	一九,五〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇

帆船運賃  
昨年度汽船運賃は別項運賃欄にある如く空前の大暴騰を演じたが帆船運賃も左の如く非常の暴騰を爲せり

(117)

設立月日	資本金	營業種目	所在地	會社名	資本	船業	所在地	會社名
一、三〇	五、〇〇〇	船舶業	神戸	豊崎汽船	二、〇〇〇	同	同	同
三、三	五、〇〇〇	海難救助業	大阪	日本海船	五〇〇	一般海運業	大阪	同
三、七	一、〇〇〇	海運業	七尾	北洋商船	一〇〇	海運業	同	同
四、一	一〇〇	同	神戸	津田商會	三〇〇	同	同	同
五、二	一〇〇	同	東京	太万川商會	一五、〇〇〇	同	同	同
五、三	一〇〇	同	東京	松昌洋行	一〇〇	同	同	同
五、三	一〇〇	石炭船舶業	同	同	一〇〇	同	同	同
五、五	一〇〇	船舶業	同	同	一〇〇	同	同	同
六、一	一〇〇	海運業	同	同	一〇〇	同	同	同
七、四	一〇〇	同	同	同	一〇〇	同	同	同
七、五	一〇〇	同	同	同	一〇〇	同	同	同
七、五	一〇〇	同	同	同	一〇〇	同	同	同
八、一	一〇〇	同	同	同	一〇〇	同	同	同
八、一	一〇〇	同	同	同	一〇〇	同	同	同
八、八	一〇〇	同	同	同	一〇〇	同	同	同
八、八	一〇〇	同	同	同	一〇〇	同	同	同
八、二〇	一〇〇	貿易海運	同	同	一〇〇	同	同	同
八、二〇	一〇〇	同	同	同	一〇〇	同	同	同
八、二〇	一〇〇	同	同	同	一〇〇	同	同	同
八、二〇	一〇〇	同	同	同	一〇〇	同	同	同

(116)

設立月日	資本金	營業種目	所在地	會社名	資本	船業	所在地	會社名
五、三〇	五、〇〇〇	船舶業	神戸	備後船渠	一、〇〇〇	同	同	同
三、三	五、〇〇〇	海難救助業	大阪	日本海船	五〇〇	一般海運業	大阪	同
三、七	一、〇〇〇	海運業	七尾	北洋商船	一〇〇	海運業	同	同
四、一	一〇〇	同	神戸	津田商會	三〇〇	同	同	同
五、二	一〇〇	同	東京	太万川商會	一五、〇〇〇	同	同	同
五、三	一〇〇	同	東京	松昌洋行	一〇〇	同	同	同
五、三	一〇〇	石炭船舶業	同	同	一〇〇	同	同	同
五、五	一〇〇	船舶業	同	同	一〇〇	同	同	同
六、一	一〇〇	海運業	同	同	一〇〇	同	同	同
七、四	一〇〇	同	同	同	一〇〇	同	同	同
七、五	一〇〇	同	同	同	一〇〇	同	同	同
八、一	一〇〇	同	同	同	一〇〇	同	同	同
八、一	一〇〇	同	同	同	一〇〇	同	同	同
八、八	一〇〇	貿易海運	同	同	一〇〇	同	同	同
八、八	一〇〇	同	同	同	一〇〇	同	同	同
八、二〇	一〇〇	同	同	同	一〇〇	同	同	同
八、二〇	一〇〇	同	同	同	一〇〇	同	同	同
八、二〇	一〇〇	同	同	同	一〇〇	同	同	同
八、二〇	一〇〇	同	同	同	一〇〇	同	同	同

▲海運  
 大正六年中に於ける新設會社左の如し(資本金拾萬圓)  
 播磨船渠 烏羽造船 浦賀船渠 石川島造船 横濱船渠 大阪鐵工 川崎造船 五光商會 神戸橋 備後船渠 海運工業 海上保險 新設會社



三井船舶部編纂

大正七年日本貨物船明細書

定價 五圓

三井船舶部編纂

世界重要港里程表

附船舶速力早見表

定價 一圓五十錢

發賣所

海事彙報社

每月曜發行

定價(郵稅共)

一部十五錢 一ヶ月四十錢

六ヶ月二圓二十錢 一ヶ年四圓

五號活字十八字詰一行三十錢

二號活字九字詰 六十錢

廣告料

大正七年四月八日發行

發行兼編輯印刷人

畝川鎮夫

行所

大阪市北區西梅田町三百九十三番地

海事彙報社

電話土佐佐一四二六番  
振替口座大阪三四九九九番



31  
637

終

